

時事新報定價  
 時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物  
 價報告あり其代價運送送料廣告料は左の如し  
 一月二角五分 三月七角五分 半年一元二角五分 一年二元五角  
 〇時事新報社東京市本町三丁目三番地電話五〇五號  
 〇時事新報社支店東京市本町三丁目三番地電話五〇五號  
 〇時事新報社支店東京市本町三丁目三番地電話五〇五號

本報(寄稿)付  
 東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より  
 各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を  
 填寫するより各社同一の記事を掲ぐるものと算からず獨  
 り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て新聞の社  
 に通信を依頼せずとも世間往々此事を知らずして通  
 信社に之を依頼すれば本報に其報道は達する事と信  
 ずる方多きが如し爲めに進行を阻むる場合も算から  
 ざれば本報に記事論議を寄稿せんとする方は直接に  
 本社に向け發送あらんとす

### 時事新報

#### 震災地方工事の風聞に就て

昨年十月岐阜縣下の大地震に際し政府は救済補助の爲  
 め前後兩國の緊急勸令を以て合計三百五十餘萬圓の國  
 庫金を支出したり抑も彼の震災は今更ら云々でもな  
 く非常の出来事なれば政府に於ても非常の處分なかる  
 可らず臨時勸令の急激は誠に至當の處分にして我輩の  
 異議なき所なれども三百五十餘萬圓の金額は殆んど我  
 國庫入の二十分一にして少なからざるのみか當時の有  
 様を云へば政府は恰も岐阜縣に對する全國人民の同情  
 を代表して支出したるものとせば之を消費するに當り  
 其局に當るものは最も謹慎して同胞人民の至情に答ふ  
 る所なかる可らず故に我輩は一片の婆心自から已む能  
 はずして屢ば忠告を試みたるは讀者の知る所なる可し  
 (就中本年一月廿二日の社説然るに近頃に至り同地方  
 の工事に就て面白からぬ風聞頻りにして我輩の耳に  
 觸れたるもの一にして足らず固より取り留めぬ風説  
 にして容易に信を置く可きに非ざれども既に斯る風説  
 のある上は之を等閑に付す可らず即ち其風説の儘を記  
 載せんに震災地方の人も當時の恐怖次第に去るに隨ひ  
 人生に免る可らざる好利の心ねはく々に萌したるもの  
 か、金の支拂に關して種々怪しむ可き談もある中に最  
 も著しきは工事請負の始末にして其不體裁いふ可ら  
 ず例へば甲某が一萬圓の工事を請負ひ八千圓にて之を  
 乙に賣渡せば乙は六千圓にて丙に譲り甲乙共二千圓  
 づゝを利して丙は更に最後の請負人に渡すに五千圓の  
 低價を以てし數人の間に請負の權利を轉賣して扱ひの  
 出来上りたる結果を見れば最初の命價と最後の工費と  
 は半額の差を現はすが如き不始末さへありと云ふ右は  
 全くの風聞に屬するのみならず一地方一時何百萬圓の  
 大工事に就て時に或は監督に不行届もある可し又その  
 請負に付て所謂口錢手数料を利したる者もある可し人  
 事に免る可らざる所なれども如何せん其風聞の餘  
 甚だしきが爲めに廣き世間の中には疑を起す者  
 なきにあらざれば工事の當局者は勿論震災地方の人々  
 も天下公衆に對して其事實を明にして疑を解くの責  
 任なきを得ず如何とせば斯る風聞の行はるゝは單に  
 會計當局者の不始末として見る可きのみならず岐阜縣  
 民全體の不名譽なればなり或は今日に於て事實を取調

ふるも果して之を明にするも難かる可しとの説も  
 わらんなれども其事たる決して難からず曾て徳川政府  
 にて外國に軍艦を注文して之を請取りしとき其代價不  
 相當に高しとの議論を生じたるのみあり代價の不相當  
 なるは明白なれども左りとて之を取調ふるの方便なき  
 が故に不問に付するの外なしと兼議の最中或る外國人  
 の説に其取調 決して六ヶしからず無形の事ならば致  
 方なければ凡そ有形の物を製造して又ふれを販賣す  
 るには材料の買入れ職工の賃金より運送の費用、賣買  
 の手数料に至るまで一として帳簿に上らざるはなし故  
 に其帳簿に就て次第に調査するときは如何なる細  
 目と雖も又幾年を経過したる跡と雖も明白ならざるも  
 のはある可らずとて代價取調の方法を論じたりと云ふ  
 其結局は如何なりしや知らざれども震災地の工事を雖  
 も此方法の如くにして調査に着手し木石等の材料は若  
 干を要し工夫は幾百名にて賃金は何程を拂ひ而して何  
 十日間に成功したるや等を一々帳簿に就て調べたらば  
 其事實を得るも甚だ容易なる可し斯くて愈々不都合  
 なきの事實明白ならば之を天下に廣告して世人の疑  
 を解く可し目下不祥の風聞行はるゝに際し其當局者及  
 び縣民全體の面目を保つこの工風は此方法に外ある可ら  
 ず我輩は疑似の間に事を論ぜずして只速に其事實の  
 明白ならんことを待つものなり

### 官報

農商務省令第十五號  
 本年(十月)當省令第十三號狩獵規則施行細則第三條第  
 四條第五條及第十一條修正  
 明治二十五年十一月二日  
 農商務大臣伯耆後藤藤二郎

狩獵規則第九條ノ免狀ハ狩獵免狀下付ノ際其金額ニ相當スル登記印  
 紙ヲ免狀ノ受領書ニ貼付シテ  
 狩獵規則第十三條第二項ニ據リ免狀ノ再續又ハ再續ノ請求スル  
 其手数料ハ免狀印紙ヲ以テ納ムル  
 第二項ノ免狀印紙ハ請求書ニ貼付シテ  
 第五條  
 免狀ノ設定ニ付免狀者ハ免狀ノ期限ニ其地及面積ヲ記載シ  
 タルモノトシ免狀者ハ免狀ノ期限ニ其地及面積ヲ記載シ  
 免狀ノ設定ノ免狀者ハ免狀ノ期限ニ其地及面積ヲ記載シ  
 免狀ノ設定ノ免狀者ハ免狀ノ期限ニ其地及面積ヲ記載シ

警視廳告示第十三號  
 消防分遣所ニ於テ本月十一日ヨリ明治二十六年五月十  
 日ヲ消防組夜詰ヲ施行シ且時々其管内ヲ巡邏セシム  
 明治二十五年十一月二日  
 警視廳總長岡田安實

### 雑報

誤植 昨日發行の本紙雜報欄内に政界色動くと題す  
 る項中和歌山の狂人組とあるは二箇所共に和歌山縣の  
 十八組の誤植に付さば是正す

横濱貿易商組合總代人臨時會 以豫記の如く去る三  
 十一日午後六時より貿易商會館に於て開きたり出席議  
 員三十八名議長は總理大谷嘉兵衛氏にて番外は大澤晋  
 氏なり議長は一同着席の後總理大谷氏に於て番外は提出  
 貿易商總代議員田中茂氏今同の紛議に付同業者十八名  
 に反對せりとて渡邊貞次郎氏外二名より遂に田中氏の  
 退職を總理に請求せし件は種々協議を盡せしも何分組  
 合規約によるも德義上によるも總理が之を退職せしむ  
 る權理なしとの議長の報告ありしが是に付片木八重吉  
 氏此の報告に満足せずとて種々辨する處あり若し總理  
 に於て同氏の退職を爲さしむる權理なしとすれば田中  
 氏自ら退職すべしと論じ又貿易商の紛議を圓滑ならし  
 めんに德義上田中氏の辭退を必要とすれば場合によ  
 りては協議員と計り善後策を講せんと述べしが大澤忠  
 三郎氏は片木氏の説は建議と云ふにもあらず單に議長  
 の報告に向て彼是異議を容るゝものなれば宜しく議長  
 より同氏の發言を停止すべしと論じ此の時議場騒然谷  
 川福太郎氏は本買も貿易商の圓滑を望むは諸君より一  
 層切なれば德義上に於ても田中氏の退職云々は議長の  
 報告を可とする處にて今片木氏が述べし如く更に協議  
 員會にて今一回熱議を遂げ田中氏の進退を決せしむる  
 は賛成する處なれば總理及び協議員にて相談すべしと  
 述べ然るに片木氏は前説を取消し更に委員五名を挙げ  
 て田中氏の進退を熱議せしむべしとの建議を提出し議  
 邊福三郎氏本又吉氏之を賛成し議長よりも種々忠告す  
 る所ありて討論の上議長採決せしが片木氏の説起立十  
 五名の少數にて消滅せしが此の時片木氏は緊急勸諭あり  
 とて一の建議案を提出せしが建議の要領は第一項より  
 第十一項迄にて歩合金取支清算組合事務執行共同倉庫  
 建築費等數箇條に付理事者に對する疑問等あれば之を  
 調査する爲め更に各貿易商十一組合より一名宛の調査  
 委員を適宜に提出し舊總理及協議員を除きて新撰の委  
 員を以て既に往に湖り充分の調査を爲さんとす云々に  
 其理由を陳述せしが本件に對しては谷川福太郎氏建議  
 案提出を斥け大に反論せしが要するに此の建議の旨意  
 は其手續を誤り居るものにて歩合金を調査するは總代  
 議員中何人が爲すも更に差支なき處にて若し理事者に  
 對し疑はしき事又は不明瞭の事あれば總代人は即座に  
 て之を調査するの權理を有し居るにも拘りらず各組  
 合勝手に調査委員を提出し之を調査せんとは即ち總代  
 の議員を蔑視するものにて我々議員は苟も總代人と  
 して擯され居るものなれば商家の手代等と同視せらる  
 るに於ては御同様に不面目なるのみならず我々議員は  
 組合に關する一般の權理あるに他人を擧げて歩合金に  
 關する調査を爲さんとするが如きは最も不同意なれば  
 飽迄此の建議は斥けたいと論じ大澤廣、田代氏等之  
 を賛成し森本又吉氏は本買も總代人の外に調査員を擧  
 ぐは不同意なれば大體の調査は必要を見て此の調査員  
 は總代議員中より擧げる事を望む依て片木氏の建議案  
 を出し修正す(しと述べ渡邊福三郎氏も之を賛成し御  
 爾一郎氏等も大同小異の説を述べ片木氏は熱心に建  
 議案の通過を企望し種々對論ありしが議長は此の議案  
 案を容るゝや否に付採決せしが片木氏の建議を賛成起  
 立せしもの十四名少數にて消滅せり而して此の建議の  
 出るや議場騒然よりノ(ハ)或は拍手する  
 ものあり議場の妨げとなり議員の發言議長の耳に入ら  
 ざりしを以て止むを得ず議長は大聲勸諭を禁する旨を  
 告げし中には議長越權など叫ぶ者もありし漸く沈

靜し二三議員の注意によ  
 りしが次は先般積立金全  
 委員長より報告する處あ  
 り朝議し而して二三の質  
 員會の決議通りに可決し  
 十月廿一日限り共同全體  
 務引渡を爲す事となりし  
 茂木、大谷、平沼、小野若  
 事務執行の報告を組合に  
 理大谷嘉兵衛氏を假に據り  
 せんどの片木氏の説に滿  
 期なれど是迄の慣例規定に  
 る事に定り居れば議長の  
 どの説あり二三の質問應  
 を告げ尙昨日午後四時  
 〇軍部二十一旅を墨國に  
 墨軍大敗し軍部二十一旅  
 て兩國調和の後米國に  
 に秘藏しありしが近時同  
 せんため同館に移せり然  
 ス氏は同軍旗を墨國に返  
 どの持説なりしが同氏は  
 備を建議せしに大統領は  
 院にては外國交際調査委  
 報告せしを以て同院にて  
 告を可決し大統領に其旨  
 盛頓駐劄墨國公使へ右の  
 程の事なりしが例もなげ  
 てメキシコ人は賞美措か  
 〇福編鐵道期成會 福編鐵  
 の發起にて去る三十日午  
 に同市内の東商紳士町  
 集會し第一期羽羽布布  
 より米澤を經て山形、秋  
 過の目的を果さんが爲め  
 事務所に設置するものと  
 る總ての事件を委任す  
 に充て委員は他日其精  
 三十一日は該委員十名の  
 〇陸軍大臣の選定 大山  
 下上京中なる各閣員を  
 しなり  
 〇失吹工兵置 出工兵  
 ため一昨一日出發せり  
 〇津野農商務試補 一  
 れたり右は本月中旬同時  
 會へ臨席の爲めにして本  
 〇憲法本部長の代理 憲  
 任に就ては右後任の任命  
 を命ぜられし  
 〇下土文官採用 本年九  
 則に依り元陸軍歩兵官長  
 俸に後備陸軍歩兵官長俸  
 告、元陸軍歩兵官長俸川  
 元陸軍工兵官長俸三

〇時事新報社東京市本町三丁目三番地電話五〇五號  
 〇時事新報社支店東京市本町三丁目三番地電話五〇五號  
 〇時事新報社支店東京市本町三丁目三番地電話五〇五號